

# 建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和5年12月15日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時26分 散会

## 付託事件

議案第102号, 議案第104号, 議案第105号, 議案第106号, 議案第107号, 議案第108号, 議案第110号中第1表中歳出中第8款及び第2表債務負担行為補正, 議案第112号中別表中歳出中第8款, 議案第118号, 議案第119号, 令和5年陳情第16号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第102号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例
- ② 議案第104号 指定管理者の指定について（都市公園等）
- ③ 議案第105号 指定管理者の指定について（市営住宅等）
- ④ 議案第106号 市道路線の認定及び廃止について
- ⑤ 議案第107号 内原駅北側自由通路整備工事請負契約の締結について
- ⑥ 議案第108号 土地の取得について（吉沢町・住吉町第2調整池用地）
- ⑦ 議案第110号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表債務負担行為補正
- ⑧ 議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中別表中歳出中第8款（土木費）
- ⑨ 議案第118号 令和5年度水戸市水道事業会計補正予算（第1号）
- ⑩ 議案第119号 令和5年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）

### (2) 陳情審査

- ① 令和5年陳情第16号 団地内の市道減幅原因（生垣はみ出し）の指導対応に関する陳情

## 2 出席委員（6名）

委員長	綿 引 健 君	副委員長	森 正 慶 君
委員	池 田 悠 紀 君	委員	田 中 真 己 君
委員	田 口 文 明 君	委員	松 本 勝 久 君

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（2名）

議員	渡 辺 欽 也 君	議員	細 谷 智 宏 君
----	-----------	----	-----------

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋 葉 宗 志 君
-----	-----------

建設部長	大和直文君	建設部技監兼 建設計画課長	上田航君
建設部技監兼 道路建設課長	有金正義君	建設部技監兼 河川都市排水課	大山裕己君
建設部技監兼 内原建設事務所 長	谷萩幸治君	道路管理課長	丹治雅人君
生活道路整備 課長	小田博之君	建築課長	大和田聡君
土木補修事務 所長	高根尚久君		
都市計画部長	太田達彦君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大森幹司君
都市計画課長	平澤俊之君	建築指導課長	井原孝志君
公園緑地課長	鶴井昭宏君	市街地整備課長	小田切幸司君
住宅政策課長	潮田修一君		
上下水道事業 管理者	荒井宰君		
水道部長	坪貴之君	水道部参事兼 経理課長	梶山哲君
水道部技監兼 水道整備課長	杉山健一君	水道総務課長	畑岡正彦君
給水課長	川野輪俊光君	浄水管理事務所 長	林忠勝君
下水道部長	松葉光隆君	下水道部技監兼 下水道整備課長	川又弘一君
下水道総務課長	大谷俊君	下水道計画課長	久木崎隆君
下水道施設 管理事務所長	渡邊基弘君		

6 事務局職員出席者

法制調査係長	武田侑未子君	書記	昆節夫君
--------	--------	----	------

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第102号ほか9件、それに陳情1件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第102号ほか9件を一括議題とした  
いと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案については一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について、御意見を伺い  
ながら採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

初めに、議案第102号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、御意見等がありましたら  
お願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第102号について採決をいたします。

議案第102号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号 指定管理者の指定について（都市公園等）について、御意見等がありましたらお  
願いいたします。

松本委員。

○松本委員 開発行為によって前々から話が出ている問題なんだけれども、箇所が多くなってきます。それ  
によって公園協会が、果たしてこれだけの、三百何か所と言ったんだね。今までの予算、補助金等で賄える  
のか、その辺を検討していただきたい。数が多くなればなるほど、人手、手間暇、経費がかかるわけでしょ  
う。だから公園協会に全部委託して、管理を任せちゃっていくわけですから、その辺の、公園協会に対して  
の管理費の検討をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第104号について採決いたします。

議案第104号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号 指定管理者の指定について（市営住宅等）について、御意見等がありましたらお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 市営住宅の管理を茨城県住宅管理センターに指定することについて、賛成をいたしますが、提案型事業について幾つか御質問しました。新規の検知するライトの普及とか、これまでも75歳以上の単身者への安心コールとか、どれだけ実施されているのか詳細は分かりませんが、せっかく提案された事業が多くの入居者にきちんと恩恵が受けられるように、ぜひ周知をしていただきたいと思いますし、意見でも申し上げたんですが、空き家を効果的に入居できるような手だてをぜひ推進していただきたいと思いますということを要望したいと思います。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 これは5年ごとの切替えなんですけれども、市民のサービス低下にならないか。要するに、水戸市の職員は非常に評判がいいです、受付でも何でも。ほかの市なんか歩いているだけでも、水戸市はすばらしく優しくて、よく丁寧でというような評判が非常にいいですね。一番悪いのはお隣だそうです。これも問題だということ。私も行ってきましてけれども、つけんどんです。だからそういう意味では、住宅のほうもいろいろと御相談できる、市民の皆さんも言うわけですから、そういう意味でサービス低下にならないように、県のほうと本当によく協議をしていただいて。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

では、ないようですので、議案第105号について採決いたします。

議案第105号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号 市道路線の認定及び廃止について、御意見等がありましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、議案第106号について採決いたします。

議案第106号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号 内原駅北側自由通路整備工事請負契約の締結について、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第107号について採決いたします。

議案第107号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第107号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号 土地の取得について（吉沢町・住吉町第2調整池用地）について、御意見等がありましたらお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 調整池の雨水対策の用地取得ですけれども、令和5年、6年で整備をするという御答弁でした。もう令和5年は終盤に入っていますので、来年度予定どおり整備された上で、その後のこの調整池の流末管きょ整備については、いつまでということについてはまだ答える中がないという御答弁でしたが、当該地区は非常に雨で悩まされている、冠水に長年悩まされている地区でもありますので、スケジュールがはっきり言えるような予算取りと事業執行にぜひしていただきたいということを要望して、賛成したいと思います。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 私も地元なものですから、水害、おか水対策ができることによって、地元の皆さんは大変喜んでおります。この議会が終わって議決がされれば、地主さんとの契約のほうにすぐ入れるというような状況になっていると思いますが、進めていただきたい。

そしてあとは、この流末なんかは、茨城町のほうとの協議はもうできているわけですね。それならいいんですけれども、要するに、この池ができただけでは駄目なので、その後のおか水対策の管の、この辺のほうをしっかりと計画を立てていただいて、区域が決まっているわけですから、進めていただきたいなというふうに要望いたします。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは、議案第108号について採決いたします。

議案第108号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表債務負担行為補正について、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第110号について採決いたします。

議案第110号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第110号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中別表中歳出中第8款（土木費）について、御意見等がありましたらお願いいたします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、議案第112号について採決いたします。

議案第112号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第112号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第118号 令和5年度水戸市水道事業会計補正予算（第1号）について、御意見等がありましたらお願いいたします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、議案第118号について採決いたします。

議案第118号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第118号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号 令和5年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）について、御意見等がありましたらお願いいたします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、議案第119号について採決いたします。

議案第119号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第119号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第102号ほか9件についての審査は全て終了いたしました。

この際、本会議における委員会報告書についてお諮りをさせていただきます。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 昨日の質疑も含めて反映をさせてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは次に、陳情審査を行います。

さきの本会議で、当委員会に付託されました陳情は1件であります。

令和5年陳情第16号 団地内の市道減幅原因（生垣はみ出し）の指導対応に関する陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、初めに、本陳情の内容につきまして、事務局より朗読をさせます。

なお、陳情の記載事項のうち、個人が特定できる情報については朗読をしない取扱いとなっておりますので、御承知おき願います。

○事務局 朗読します。

令和5年陳情第16号 団地内の市道減幅原因（生垣はみ出し）の指導対応に関する陳情。

陳情趣旨。

町内会長に長年携わっている関係で、町内の各種問題を解決すべく市役所に度々伺っています。この件に関しては、昨年、令和4年3月より、ほぼ毎月のように道路管理課を訪ね、また、電話したりしながら、下記の内容を写真も見せながら担当者に相談して、対応をお願いしてきました。現地確認はすぐ対応してくれましたが、現在、問題投げかけから既に1年半が過ぎましたが、何も変わらずにいます。担当者は問題のある当家と話したとか、はみ出し部の伐採や引き抜きをする等の話が進んでいるというが、何度担当者に伺っても同じ話の繰り返しで一向に解決されません。我慢できず陳情するものです。

問題1、そもそも市道の幅はU字溝も含むものであり、道路を管理する部署は当然その道幅が確保されているように管理するべきです。それができないなら何のための管理課なのか。

2、個人宅の生け垣が市道であるU字溝の幅までも飛び出しており、市道幅が狭くなり、車や自転車の通行の妨げになっている。宅急便車や送迎者は横をこすりながら走行している。これにより歩行者や自転車の避ける余地がない。

3、個人宅の生け垣のはみ出しは、違法であると担当者も認めている。違法であるなら、これを指導、対応するのが管理課の業務である。歩行者の安全確保のためにも、素早い対応をお願いしたい。

陳情事項。

1、生け垣の市道へのはみ出し対応指導の強化。

2、管理課職員の対応の甘さ、遅さの根本的教育を望む。

以上です。

○綿引委員長 それでは、この際、執行部から、本陳情に係る現況について、資料を配付の上、説明を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは、事務局より配付をさせます。

〔資料配付〕

○綿引委員長 なお、本配付資料については、個人の住宅を写したものになりますので、委員会終了後に回収をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、執行部から御説明をお願いいたします。

丹治道路管理課長。

○丹治道路管理課長 それでは、道路管理課のほうから、陳情者から今回市道の御要望をいただいております。民地生け垣の状況につきまして御説明いたします。

お手元にただいま配付させていただきましたのは、現況の写真でございますので、御覧いただきたいと思っております。

この本生け垣が面しております市道は、全幅が4メートルでございます。そのうちアスファルトの舗装幅が約2.8メートル、側溝の幅が片側約60センチ、両側合わせて約1.2メートルで構成されております。現地を確認しましたところ、写真の中で赤丸でお示ししておりますが、高さ約1.5メートルの生け垣がブロック塀に沿って植えられておまして、その枝葉が平均して約10センチメートル程度、一部ではございますが約60センチメートルほど側溝の上にかかっておまして、市道の道路境界に対して越境している状況でございます。

陳情者の主張といたしましては、当該市道について、側溝を含め道路の幅員が確保されるように管理すべきものであり、生け垣がはみ出さないよう対応、指導を強化するよう陳情いただいたものでございます。

現地の状況は、ただいま御説明申し上げましたとおり、市道に生け垣の枝葉が越境しておりますことから、所有者に対しましては当道路管理課のほうから、これまで文書による通知、直接の訪問、さらに電話によりまして延べ14回にわたって指導を行ってまいりました。

指導の結果、現時点におきましては、所有者から道路へのはみ出しがなくなるように対処する旨、回答をもらったところでございます。

執行部からの説明は以上でございます。

○綿引委員長 それでは、本内容につきまして御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 結論から言って、これは不採択でいいと思います。というのは、民民の問題も絡んでいるんじゃないのかなというような感じがします。そして、前にもお話ししましたように、今、綿引委員長が議会改革調査特別委員会の委員長さんもやられておますので、陳情の扱い等についても議会改革のほうでちょっと見直すべきだと私は思っています。

今、丹治道路管理課長のお話を聞くと、僅かですよ。それでやると言っているんだよね、所有者は。やると言っているんでしょう。それは別に審議する必要も何もない、私はそう思うんです。この陳情については、不採択でいいんじゃないかと思えます。だからそういう扱いで、委員長、私の意見としては不採択をお願いをしたいと思います。

○綿引委員長 ほかにございませんでしょうか。

田中委員。

○田中委員 私も今お話、説明も聞きまして、陳情文を読みました。率直に言いますと、私も空き家問題を質問したんですけれども、これは言い出したらあちこちあるなって率直に思いますね。それを一つ一つ、例えば陳情で訴えて解決を求めるといのはちょっとどうかなという気も持っております、率直にね。ですので、賛成もちょっとしづらいなんですけれども、ただ、陳情が出たばかりということもあるので、今答弁が

あったように、指摘されている側の方も対処を表明されているということなので、本日のところは継続審査というふうにしてはどうかというふうに思います。

確かに適正に管理すべきだということはあるんだけど、それぞれの個人の事情もありましょうし、ここは居住しているからそういう訴える相手がいるけれども、空き家になってしまったらそれこそ管理が行き届かなくて苦情になるということは、生活安全課のほうですかね、これはもうたくさん寄せられているというのは実態でありますので、それを一つ一つこういうふうに対処すべきだというふうに陳情することについては、私も違和感があるし、管理課職員の対応の甘さというふうに言われていますけれども、職員の皆さんは非常に一生懸命誠実にやっつけていらっしゃるので、それを責めるのもいかなものかというふうには思いますが、出たばかりでもあるので、私はちょっと今回のところは継続審査で対応してはどうかというふうに意見を申し上げたいと思います。

○綿引委員長 田口委員。

○田口委員 この中で陳情事項について、生け垣の市道へのはみ出し、対応指導の強化、これはふだんやっているわけだから、それと、管理課職員の対応の甘さ、遅さの根本的教育を望むというんですが、実際には道路管理課の職員も一生懸命やっている、そして指導もしている、そういうことだと思います。だからこれは松本委員が言うように、不採択でもいいのではないかなと思います。

以上です。

○綿引委員長 ただいま、令和5年陳情第16号については、継続審査を求める意見と採決を求める意見がありますので、初めに継続審査についてお諮りをいたします。

採決は挙手により行います。なお、挙手をしない場合は採決に賛成するものとみなします。

令和5年陳情第16号を継続審査とすることに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○綿引委員長 挙手少数であります。

よって、令和5年陳情第16号を継続審査とすることは否決されました。

それでは、令和5年陳情第16号を採決いたします。採決は挙手により行います。なお、挙手をしない場合は反対とみなします。

田中委員。

○田中委員 率直に言うと、賛成しづらいというか、非常に賛成しがたい陳情趣旨ではあるんだけど、先ほど言ったように、出たばかりでもあるし、双方対処がされれば陳情も出す必要もなかったというふうに思っていて、今日のところは、私は棄権をしたいということでもあります。本会議までにその対応は考えたいと思いますが、今日のところは棄権をしたいと思います。

○綿引委員長 改めて、挙手をしない場合は反対とみなしますが、田中委員に関しては……松本委員。

○松本委員 今、某市内をずっと見ると、緑というのが少なくなっているんですよ、非常に。ですから、公園緑地課もあるんだけど、市内の緑が、木がどんどん伐採されている、切られている、ほとんどの地。私も大きい声で言えないんだけど、要するに経費がかかったりとかいろんな意味もあるんだろうと思うんですけど、むしろこういう生け垣なんていうものは水戸市のほうで地主さんの意向を聞いて、保存樹

にするとか、それによって保存樹の経費というのは出していますよね。ほんの僅かだと思うんだけど、その辺を考えて、もうちょっと保存樹としての経費、うちに何の木が何本で幾らとか、その場合だったら刈り込み料が平米幾らだったとかいうふうな、こっちのほうに力を入れて。

例えば財政というのは秋葉副市長もおられますから。そして緑というものを多く残していきたいと、残したほうがいいんじゃないのかなというふうに私は思っているんです。だからむしろこういう生け垣というのは、私は大事だと思うんです。これがもしフェンスに替えるとか、何かになるといって、緑はますますなくなっちゃう。その辺を今後の検討課題として、やっぱり緑はできるだけ保存樹扱いにして、経費を少し、まるっきり持ち主さんに負担をかけるんじゃないでなくて、その辺も見直すべきなんじゃないのかなというふうに私は思います。

以上です。

**○綿引委員長** それでは、改めまして、令和5年陳情第16号 団地内の市道減幅原因（生垣はみ出し）の指導対応に関する陳情について、採択をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

**○綿引委員長** 挙手なしであります。

よって、令和5年陳情第16号は不採択とすべきものと決しました。

本陳情につきましては、ただいまのとおり、最終日の本会議に報告してまいりたいと思いますが、委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、陳情審査を終了いたします。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申出をしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○綿引委員長** 御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

次に、次回の委員会についてお知らせをいたします。

次回の委員会は、明年1月10日水曜日午後1時30分から開催をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、開催通知は1月4日木曜日に送付しますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時26分 散会